



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

告示

●東京都告示第八百六十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	金子博
法第四十二條第一項第四号の規定による道路	平成二十七年四月三日	小金井市梶野町一丁目百四十七番一、同番二及び百四十八番一の各一部、同番一、同番二、同番四、同番七及び百五十番一の各一部、同番二、梶野町五丁目千四百七十七番一及び同番六の各一部、同番六地先並びに千四百四十八番一、同番六、千四百四十九番一、同番六から同番八まで、千五百一十番一及び同番二の各一部、同番十二並びに同番十三及び同番十四の各一部、千五百五十八番八並びに千五百五十九番一及び同番四の各一部、同番六、千六百十番四の一部	金子博
		指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)	延長 一八七・三六 幅員 六・〇〇 九・〇〇

●東京都告示第八百六十二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十八日
 東京都多摩建築指導事務所長

同番四地先、同番十四の一部、同番十五並びに千六百十六番一の一部

金子博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	金子博
法第四十二條第二項の規定による道路	平成二十七年四月十三日	東村山市恩多町三丁目一番五十八から同番六十まで、二番三十一、同番三十二、六番三、同番四、同番十二及び同番十七の各一部、同番四十一並びに同番四十二の一部並びに同番四十二地先、同番四十	金子博
		変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)	延長 八三・〇六 幅員 四・〇〇

三並びに同番
四十四の一部

●東京都告示第八百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十八日

東京都知事 舛添 要一

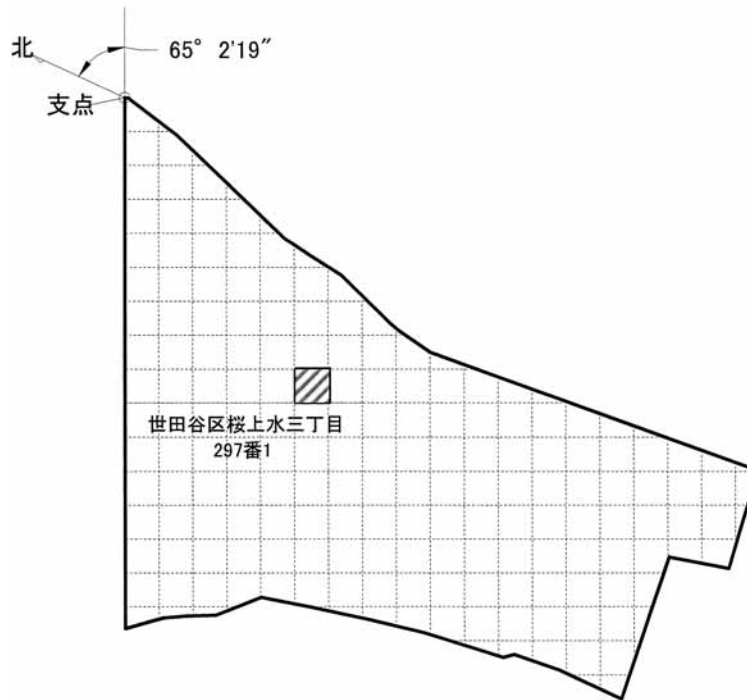
一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区桜上水三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図

【支点】
支点は、世田谷区桜上水三丁目297番1の最北端とする。



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 要措置区域

【格子の回転角度（65度2分19秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ももの会
- 三 代表者の氏名
大井 妙子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都杉並区宮前三丁目十四番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者および世代を超えた誰もが尊厳を保ち、のびやかに生きられる社会を目指す。そのために地域の人々と連携しながら、安心して楽しく健康に暮らすための参加と協力のしくみを創造していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人暖家

三 代表者の氏名
藤中 秀幸

四 主たる事務所の所在地
東京都国分寺市東戸倉二丁目十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対しての地域福祉に関する事業を行い、認知症老人等の介護及び地域の介護力の向上を図り、また児童やその家族に対して子育て支援に関する事業を行い子どもが豊かに育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本サルサ協会

三 代表者の氏名
武永 実花

四 主たる事務所の所在地
東京都港区六本木五丁目二番四号 第二鳥勝ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、サルサダンスの啓発・普及・指導に努めるとともに、地方自治体・文化団体・芸術愛好者等を通じて、文化の発展と、サルサダンスの心を通じて、豊かな人格形成に貢献する事業を

行い、文化、芸術、芸能の推進・発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちのすみかの会

三 代表者の氏名
青木 敏隆

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋浜町三丁目四十一番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国の中心市街地において、「まちなみか」(高齢者、母子家庭などの社会的弱者(以下「高齢者等」という。)の自立した生活を支援するため、居住者が働くことができる商業施設等を附置した、まちなか居住を促進する住宅)を普及させることにより、健康な市街地の形成及び中心市街地の活性化によるまちづくりの推進並びに高齢者等の福祉の増進に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十七年四月六日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国境なき医師団日本

三 代表者の氏名
黒崎 伸子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区馬場下町一番地一 早稲田S I Aビル三階

五 定款に記載された目的

本会の目的は以下の通りである。

天災、人災、戦争など、あらゆる災害に苦しむ人々に、いかなる差別もすることなく援助を提供するという理念に基づき活動すること。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

